

人事行政の運営等の状況

旭川市の人事行政の運営等の状況をお知らせします。詳しい内容は市政情報コーナー（7の9 総合庁舎1階）や市HPで見ることができます。

【詳細】人事課 25・5445、職員厚生課 25・5459

旭川市 人事行政 検索



1 職員の任免および職員数

①採用・退職者数の状況

	令和6年度	令和7年度 (4月1日現在)
採用	90人(0人)	99人(17人)
退職	135人	

※採用欄の()内は、暫定再任用職員の人数(外数)。退職人数には、暫定再任用職員の任期満了を含む。

②職員数の推移

平成28年度をピークに令和元年度までは一旦減少しました。現在は、他の中核市との比較では概ね標準的な職員数で推移しています。今後も効率的な事務の執行に努めます。

年度	平成28	…	令和元	…	令和6	令和7
人数(人)	3,012	…	2,969	…	2,995	2,977

(各年4月1日現在)

2 職員の人事評価

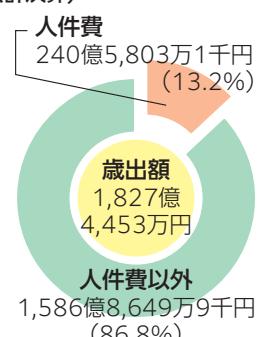
職員の能力や業績を把握し、勤労意欲や能力開発、効率的な組織運営を促し、組織全体の活性化や公務能率の向上を図ることを目的とした人事評価制度を導入しています。

3 職員の給与

①人件費の状況(令和6年度普通会計決算)

人件費とは、一般職と特別職の職員に対する給与や報酬の他、共済費(民間企業での社会保険料の使用者負担分に相当)等を含む経費をいいます。令和6年度の人件費率は13.2%です。

※普通会計=一般会計と特別会計のうち、公営事業会計を除いたものを合算したもの。



②職員給与費の状況(令和7年度普通会計当初予算)

職員給与費とは、人件費のうち、職員に毎月支給される給料に各種手当(退職手当を除く)を合わせたものです。

職員数 2,704人

(会計年度任用職員を除く職員数は2,173人)

※普通会計に属する職員数のため、総職員数である①②の人数と異なります。

職員給与費

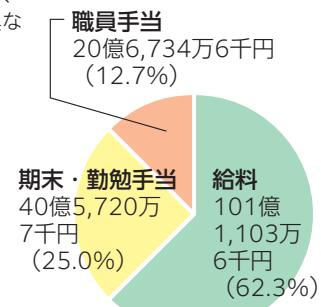
162億3,558万9千円

(会計年度任用職員を除く職員給与費は144億3,388万6千円)

1人当たり給与費

600万4千円

(会計年度任用職員を除く1人当たり給与費は664万2千円)



③ラスパイレス指数の状況

	旭川市	中核市平均	全国市平均
令和6年4月1日現在	98.7	99.4	98.6
平成31年4月1日現在	98.9	99.9	98.9

※ラスパイレス指数=国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指標。

④職員の初任給および経験年数別平均給料月額の状況

区分(一般行政職)	大学卒	高校卒
決定初任給	220,000円	188,000円
10年未満	246,300円	215,839円
10年以上20年未満	307,799円	276,501円
20年以上30年未満	380,170円	357,118円
30年以上	416,196円	389,719円

(令和7年4月1日現在)

※決定初任給=卒業後、直ちに採用された者に適用される給料月額。
※一般行政職=行政職給料表(右ページ4)の適用者のうち、税務関係等の業務に従事する職員を除いたもの。

⑤職員の平均給料月額および平均年齢の状況

区分	旭川市		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	340,440円	44.1歳	332,237円	41.9歳

(令和7年4月1日現在)

⑥職員手当の状況

期末手当	[令和7年度支給割合] (6ヶ月+12ヶ月=計)	
勤勉手当	●期末手当: 1.25月分+1.25月分=2.50月分	●勤勉手当: 1.05月分+1.05月分=2.10月分
寒冷地手当	※職制上の段階、職務の級等による加算あり	
退職手当	57,500円~147,000円 最高限度支給率 47.709月分 ※勤続年数・退職事由により決定 ●退職前の役職等による調整額あり ●定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
扶養手当	1人当たり平均支給額(令和6年度) ●自己都合 127万4千円 ●配偶者=3,000円 ●子=1人11,500円 ●扶養親族(上記を除く)=1人3,500円~6,500円 (16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算) ※手当額は職員の職務の級によって異なる	
住居手当	●借家等の場合=家賃の額に応じて支給 (限度額27,000円、家賃3,000円超に限る)	
通勤手当	●交通機関の利用者=運賃等相当額(限度額5万円) ●交通用具(自動車等)の使用者=2,000円~31,600円(使用距離による)	
時間外勤務手当	支給額(令和6年度)	総額 9億417万円 職員1人当たり支給年額 33万4千円

※時間外勤務手当には、夜間・休日勤務手当を含まない。

4 等級および職制上の段階ごとの職員数

行政職給料表

等級	人数(人)	割合(%)	主な職務	人数(人)	職制上の段階
1級	180	8.5	係員	180	係員級
2級	157	7.4	係員	157	係員級
3級	495	23.4	主任 係長・主査	415 80	主任級 係長級
4級	910	43.0	主任 係長・主査 課長補佐	267 570 73	主任級 係長級 課長補佐級
5級	143	6.8	課長補佐	143	課長補佐級
6級	63	3.0	課長・主幹	63	課長級
7級	119	5.6	課長・主幹 部次長	101 18	課長級 部次長級
8級	50	2.3	部次長	18	部次長級
9級	0	0.0	部長	32	部長級
	2,117	100.0		2,117	

(令和7年4月1日現在)

8 職員の服務

地方公務員法や旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例などに基づき、法令を遵守し、倫理の高揚に努めるよう服務規律の確保等に努めています。
令和6年度における主な取組みは、次のとおりです。

- 各所管の長宛に通知
- 職員研修の実施=4回

9 職員の退職管理

退職した元職員からの働き掛けを規制とともに、退職した課長職以上の元職員から再就職状況に関して届出を受け、市HPで公表しています。

10 職員の研修

基本研修、特別研修、派遣研修、職場研修、自主研修があり、令和6年度に実施した研修には、延べ2,210人が受講しました。



11 職員の福祉および利益の保護

①厚生福利制度

●厚生制度=条例の定めにより、職員の保健や元気回復、その他厚生に関する事業を、旭川市職員福利厚生会に委託して実施しています。同会の令和6年度の会員数は2,990人。市からの交付金額は1,776万1千円で、会員会費と交付金の負担比は1:0.29です。

●共済制度=職員や被扶養者の病気、負傷、出産、死亡等に関する適切な給付を行うことを目的とした相互救済制度です。地方公務員等共済組合法に基づき、北海道都市職員共済組合が主体となって、事業を実施しています

②公務災害補償

令和6年度の公務災害発生件数は次のとおりです。

- 公務災害=12件
- 通勤災害=6件

12 市長・副市長の給料等の状況

区分	給料月額	期末手当
市長	1,050,000円	支給割合 年間4.60月分
副市長	865,000円	年間4.60月分

(令和7年4月1日現在)

13 その他

令和6年度における勤務条件に関する措置要求は0件、不利益処分に関する不服申立ては0件、苦情相談の件数は0件です。

市議会議員の報酬等の状況

区分
